

平成29年5月9日

BPO[放送倫理・番組向上機構]
放送と人権等権利に関する委員会 御中

日本放送協会

STAP細胞報道に関する勧告を受けて

平成29年2月10日に公表されたSTAP細胞報道に関するBPO放送人権委員会の勧告を受けて、NHKの対応や見解について報告します。今回の勧告を真摯に受け止め、よりよい放送の実現のために生かしてまいります。

1 放送人権委員会決定の放送対応

放送人権委員会の勧告が公表された2月10日、総合テレビでは「ニュース7」(19:00～19:30)、BSは「BSニュース」(21:50～21:59)、ラジオは「NHKきょうのニュース」(19:00～19:44)でそれぞれ内容を伝えました。(放送尺は約3分)またインターネットでも、放送と同内容を伝えるとともに、BPOが作成した決定の概要全文を掲載しました。

これらのニュース等では、委員会が、「場面転換などへの配慮を欠いたという編集上の問題があり、小保方氏が元留学生作製のES細胞を不正行為により入手して混入しSTAP細胞を作製した疑惑があると受け取られる内容になっている」として「名誉毀損の人権侵害が認められる」と指摘したことを伝えました。さらに、委員会が、「番組放送前に行われた小保方氏への取材に行き過ぎがあり、放送倫理上の問題があった」としたことや、NHKに対して再発防止に努めるよう勧告したことを伝えました。

またNHKのコメントについても、「BPOの決定を真摯に受け止めますが、番組は、関係者への取材を尽くし、客観的な事実を積み上げ、表現にも配慮しながら制作したもので、人権を侵害したものではないと考えます。今後、決定内容を精査した上で、BPOにもNHKの見解を伝え、意見交換をしていきます。また、放送倫理上の問題を指摘された取材の方法については、再発防止を徹底していきます」と伝えました。

2 編集会議、経営委員会、放送番組審議会への報告

2月13日、役員・本部部長などが参加する編集会議で、放送人権委員会の勧告の内容を報告しました。このことは全国の放送現場に伝えられました。

2月14日、経営委員会に勧告の内容を報告しました。委員からは「きっちりとなすべき反論をすることで、そこから意見交換が展開し、よりよい番組づくりへとつながっていく。これからBPOと実りあるコミュニケーションを続けてほしい」。「BPOの決定を真摯に受けとめて、信頼される番組づくりに今後も努めていただきたい」などの意見が出ました。

2月15日、中央放送番組審議会が放送センターで開かれ、勧告の内容を報告しました。委員からは「NHKが不当な名誉毀損には当たらないと主張したことは評価したい。事実を積み上げ、裏付けのある疑惑・疑問を取り上げたこの番組の内容は、不当な人権侵害にあたらないと思う」。「今回の勧告で、調査報道が萎縮するようなことがあっては良くない。一方で、編集や表現の仕方ですべて視聴者に特定の思い込みをさせるようなやり方はよろしくない。指摘をごく一部とは受け止めず、そこをしっかりとやってほしいと思う」。「人権侵害ととらえられてもしかたのないような内容だったという印象を受けた。少数意見の委員長代行の2人は、ES細胞の入手に関する部分について、少なくとも放送倫理上の問題はあったとしている」などの意見が出ました。

2月中に開かれた北海道・東北・関東甲信越・東海北陸・近畿・中国・四国・九州沖縄の各地方番組審議会でも、勧告の内容を報告しました。

3 放送現場への周知

2月16日に開かれた全国の報道現場の人権担当者が参加する「報道と人権委員会」や同月22日に開かれた全国の報道の責任者が参加する全国報道会議で、報道局長が勧告の内容について説明し、周知しました。

3月3日、放送の現場担当者、放送文化研究所、考査室、関連団体の制作担当者などで構成する放送倫理連絡会で勧告内容を説明し、職員などへの周知を指示しました。

2月以降に開かれた若手記者向けの研修や全国各局でのコンプライアンス研修など各種研修において今回の勧告を取り上げ、教訓を共有しています。

なお、取材上の行き過ぎについては、平成26年の番組放送前の段階で小保方氏側に謝罪するとともに全国の報道現場に対して再発防止を指示していましたが、今回、放送人権委員会の勧告を受けたことを踏まえ、改めて再発防止の徹底を周知しました。

4 BPO放送人権委員会との意見交換会

4月17日には、放送人権委員会の坂井委員長、曾我部委員、城戸委員、中島委員の4人の委員の皆さんをお招きして、NHK側との意見交換会を放送センターで開催しました。放送センターで報道や番組制作に関わる職員、大阪放送局と神戸放送局の代表者など約60人が参加し、勧告のポイントなどについて委員の皆さんから説明いただいた後、意見を交わしました。

この中では、まず、NHK側から、今回の勧告については今後の教訓とすべき点がいくつもあったと受け止めていること、わかりやすく、正確に伝わる放送の実現に向けて努力を重ねるべきであると改めて心に刻んでいることなどをお伝えしました。

一方で、今回の番組が人権侵害に当たるかどうかなど、見解が異なる点についても意見交換を行いました。NHK側からは、今回の勧告には2人の委員の少数意見が付記され、番組が伝えた事実の認定について委員の間でも意見の相違があったことを踏まえ、事実認定のあり方について質問が出ました。また「番組には不正入手というコメントも字幕もないのに、委員会決定では、『小保方氏が何らかの不正行為により細胞を入手したなどの事実を伝えた』と認定されていることに、現場は戸惑いを感じる」といった意見も出ました。これについて委員からは、「番組を普通の人はどう受け止めるかは、究極的には主観的だと言われるかもしれないが、客観的に一般の視聴者の見方を確定できるかというところもありえない。この番組が勧告で指摘したように見られることがあるので、そう見られないために工夫することが大切だ」という指摘がありました。

さらに放送人権委員会のヒアリングや審理の進め方についても意見交換が行われ、委員会と報道機関の側のコミュニケーションをさらに深めるため、双方が努力していくことが必要という認識を共有したと受け止めています。

5 今回の勧告についてのNHKの見解

今回の勧告では多くのことを指摘いただきました。番組の制作過程で生じた取材上の行き過ぎについては、今回の指摘を重く受け止め、改めて再発防止を徹底してまいります。また、場面転換のわかりやすさや場面ごとの趣旨の明確化などへの配慮を欠いたとの指摘も、よりわかりやすく、正確に伝わる放送の実現に向けて、今後の番組制作の教訓として受け止めています。人権侵害に当たるかどうかなど、見解が異なる点については以下に述べさせていただきます。

今回の勧告で、放送人権委員会は、番組について「S T A P細胞の正体はE S細胞である可能性が高いこと、また、そのE S細胞は、若山研究室の元留学生が作製し、小保方氏の研究室で使われる冷凍庫に保管されていたものであって、これを小保方氏が何らかの不正行為により入手し混入してS T A P細胞を作製した疑惑があるとする事実等を摘示するものとなっている」と指摘し、名誉毀損の人権侵害が認められると判断しました。

NHKとしては、問題とされた部分について、場面転換のわかりやすさや場面ごとの趣旨の明確化などへの配慮を欠いた、とのご指摘については、よりわかりやすく、正確に伝わる放送の実現に向けて、今後の教訓と受け止めています。一方、委員会が、編集上の問題を主な原因として人権侵害が認められる、と指摘している点については、見解が異なります。

今回の勧告で委員会が事実認定の基本としている「摘示事実」の考え方は、テレビ朝日のいわゆるダイオキシン報道をめぐる最高裁判決で示されたものです。その際、最高裁判所は、▽テレビ放送された報道番組で摘示された事実がどのようなものであるかは、一般の視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として判断するのが相当であること、▽その際、報道番組の全体的な構成、登場した者の発言内容や画面に表示されたフリップやテロップ等の文字情報の内容を重視すべきことはもとより、映像の内容、効果音ナレーション等の映像及び音声に係る情報の内容並びに放送内容全体から受ける印象等を総合的に考慮して判断すべきとし、放送された事実を具体的に示して「摘示事実」を認定しています。

今回の番組の元留学生のE S細胞をめぐる場面では、取材した事実に基づいて、▽元留学生が自分の作製したE S細胞が小保方研究室から見付き驚いたこと▽元留学生が小保方氏に直接渡したことはないと言ったこと▽番組として、なぜ研究室の冷凍庫から見つかったのか、小保方氏に疑問に答えて欲しいと考えていることなどを放送しました。しかしナレーションや画面の文字などでは、「小保方氏がE S細胞を不正行為で入手した疑惑がある」「小保方氏がE S細胞を混入してS T A P細胞を作製した疑惑がある」などとは、一切、伝えていません。

一方、今回の勧告では、そうした具体的な放送上の事実がないまま、編集上の印象を最大の根拠として、「摘示事実」を認定し、人権侵害だと判断しています。印象という個人差があるものを軸として「摘示事実」が認定されていくことに、現場は不安を感じていますし、現場の納得感に欠けるB P Oの認定が行われると、報道の萎縮につながりかねないという懸念も広がっています。放送現場で働く者たちにとって、より納得性の高いかたちで「摘示事実」の認定を行っていただければ、と思います。

また、勧告では、委員会が判断をしていく上での視点として、S T A P 研究に関する事実関係をめぐるとの見解の対立については立ち入った判断を行うことはできない、としています。委員会の判断対象は、本件放送による人権侵害及びこれに係る放送倫理上の問題の有無であり、検討対象となる事実関係もこれらの判断に必要な範囲のものに限定される、という立場です。

これについてNHKは、科学的な内容の番組であることから、S T A P 研究についての基本的な事実関係についても専門家の意見を聞くなどして正しい情報を把握した上で、人権侵害等について判断して欲しいとお伝えしてきましたが、結果的に、勧告の中には事実関係から見て違和感のある部分があります。元留学生のE S細胞の場面にに関して、勧告では、S T A P 研究が行われた時期と元留学生のE S細胞が小保方研究室の冷凍庫から見つかった時期の間には「2年以上間隔がある」と繰り返し指摘しています。しかし、S T A P 研究は、最初に成功したとされる平成23年11月以降も継続的に行われています。2年以上の間隔がある、という事実はありません。

さらに勧告では、「2年以上経過した時点における」小保方研究室のE S細胞の保管状況を番組で取り上げた理由について疑問を呈していますが、この保管状況が理化学研究所の調査でわかったのは、番組放送のすぐ前の平成26年4月から5月にかけてでした。小保方研究室の冷凍庫の残試料については、当時、S T A P 問題解明のための鍵となる可能性があるとして社会の注目を集め、NHKを始め大手新聞・通信各社が、「E S細胞」と書かれた複数の容器が見つかったことを報じています。番組では、当時社会的な注目を集めていた冷凍庫の中に、元留学生のE S細胞があったことについて、「なぜそこにあったのか、小保方氏に説明して欲しい」と疑問を投げかけました。小保方氏から回答がなかったため、番組の中で問いかけたものですが、これを人権侵害と認定されたことについては見解が異なります。

また、勧告では、「申立人に対する印象を殊更に悪化させるような箇所も見られる」と指摘していますが、具体的な例示はありません。「申立人を不正の犯人として追及するというような姿勢があったのではないか」と報道姿勢を批判していますが、そう判断した根拠は明示されていません。世界的な関心を呼んだ研究不正の真相解明のために当事者に対して報道機関が説明を求めるのは当然で、今回の番組は、国民の知る権利に応えること、及び科学的な真実の追求に沿って取材・制作しました。

放送人権委員会の判断は、場合によっては、表現の自由にも影響が出かねない非常に重いものです。事実関係を十分確認した上での判断をお願いしたいと考えます。そのために、放送局の側も、これまで以上に、資料の追加提出や再度のヒアリングなどにも積極的に協力させていただくべきと考えています。

6 おわりに

BPOは、NHKと民放連が独立した第三者の立場から放送倫理上の問題に対応してもらうために設立した組織です。NHKは、第三者機関であるBPOに助言をいただく立場です。今回の勧告を真摯に受け止め、よりよい放送の実現に結びつけていくことを改めて申し上げます。

元放送人権委員会委員長の堀野紀氏は、BPOが発行した冊子「BPO10年のあゆみ」の中で、委員会決定について、「決定は終わりではなく始まりだ」と述べています。さらに、「委員会の考えに対して、放送局側も意見、見方を示し、委員会側が間違った認識をしている場合には委員会側が学ばなくてはいけないし、委員会が言ったことが正しいなら、それを放送局の中で定着させてもらわなければいけない」としています。そして「そうしたことのためにも、委員会と放送局との間で数多く意見交換することが必要だ」と指摘しています。

NHKとして、今回の勧告、そして放送人権委員会の委員の皆様との意見交換会を踏まえて、よりよい放送の実現に向けて努力を重ねていきます。また放送界が、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に自主・自律の精神で設立したBPOが、その機能をさらに発揮していくために、BPO側と放送局側が、テーマにかかわらずより緊密にコミュニケーションを取り、多角的に意見交換を重ねていく必要があるとも考えます。

最後になりますが、委員の皆様には、今回の問題で、1年半の長きにわたって審理していただきました。感謝を申し上げます。